

滋労発基 1006 第 6 号  
令和 4 年 1 月 6 日

別記団体の長 殿

滋賀労働局長

### 死亡災害多発警戒に対する緊急要請について

滋賀県内における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係団体等のご尽力により長期的には着実に減少しておりますが、本年は、8月に昨年の死亡者数7名と並び、その後、9月24日及び28日と製造業において機械等へのはさまれにより立て続けに若年労働者2名が亡くなられる災害が発生しました。

過去15年で最も死亡災害が多かった令和2年は、死亡者19名のうち約半数の9名が10月から12月までの短期間に被災したことから、当時と同様に年末にかけて死亡災害の連鎖的な発生を危惧しているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により通常とは大きく異なる事業運営を余儀なくされている事業者も少なくない中で、基本的な安全管理の徹底、安全教育の実施がコミュニケーション不足等により疎かになっている状況も懸念されるところです。

滋賀労働局では、第13次労働災害防止推進計画最終年の取組として、ワースト4災害防止（転倒、腰痛等、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ）を重点対策として推進しておりますが、現下の死亡災害の多発傾向を踏まえ、特に、死亡災害につながりやすい『はさまれ・巻き込まれ』『墜落・転落』災害の防止には、相当な危機感を持って取り組む必要があります。

つきましては、貴会会員事業場に対し、死亡災害撲滅を目指した不断の取組の一環として、以下の重点的な取組の早急な実施について周知いただきますよう要請いたします。

- 1 経営トップ又はこれに準ずる安全管理者等による「機械設備等へのはさまれ・巻き込まれ防止措置」「高所作業場所における墜落防止措置」状況の総点検を実施すること。
- 2 「機械設備等の通常運転時の定常作業」及び「修理・点検等の非定常作業」をはじめとする全ての作業について、安全作業マニュアル等により予め定められた作業方法による実施を徹底すること。
- 3 高所作業時において、手すり等の墜落防止措置が困難な場所では要求性能墜落制止用器具の使用を徹底すること。

## 別記

公益社団法人 滋賀労働基準協会 会長  
建設業労働災害防止協会 滋賀県支部長  
陸上貨物運動事業労働災害防止協会 滋賀県支部長  
林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀県支部長  
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 滋賀県支部長  
一般社団法人 日本ボイラ協会 京滋支部長  
一般社団法人 日本クレーン協会 滋賀支部長  
一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会 会長  
滋賀県中小企業団体中央会 会長  
滋賀県商工会連合会 会長  
滋賀県商工会議所連合会 会長  
一般社団法人 滋賀経済産業協会 会長  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 滋賀支部長  
滋賀県社会保険労務士会 会長